

コロナ禍で市民のいのち・くらし・しごとを守る日本共産党

6月14日(月) 15時から矢野ゆき子市議が一般質問

矢野ゆき子議員一般質問項目

1 新型コロナウイルス感染拡大から市民を守る施策を

- ① ワクチン接種体制の充実を
 - ア 個別接種を希望する方が身近で受けることができるように支援を
 - (ア) 地域の現状をつかみ、課題の確認を
 - (イ) 在宅・施設の高齢者の接種希望者に対する手立てを取ること
 - イ 電話やパソコン・スマホでの予約体制の充実について
 - (ア) 予約電話の回線を増設して、相談体制の強化を
 - (イ) 予約代行は体制の拡充をすること
 - ウ 接種会場への移動手段の手立てを
 - エ 優先接種の手立てについて
 - (ア) 基礎疾患がある方にどう知らせていくのか
 - (イ) 職種による優先接種の手立てはどう取るのか
 - オ 更なる医師・看護師の確保など接種体制への支援を国・県に求めること
- ② 無症状者の発見に焦点をあてたPCR等の社会的検査の拡充を
 - ア 福祉施設等での定期検査の継続と、通所も含めた対象の拡大を
 - イ 学校や保育所等に通う低年齢の子どもへの社会的検査を
 - ウ 市民への無症状者に対する社会的検査を引き続き行うこと
- ③ すべての中小企業、個人事業主、労働者に対して十分な補償と生活支援を
 - ア あらゆる業種の中小企業、個人事業主に給付金を再支給すること
 - イ 国民健康保険税減免申請で遡及できるようにすること
 - ウ 市民税の猶予申請の周知と柔軟な対応を
 - エ 商店改修事業補助金は年度途中で終了しないよう状況に応じた予算の増額を
 - オ 国に対して更なる給付金の支給を求めること
- ④ 子どもの命を守る環境を
 - ア 子育て中の家庭への相談支援体制の充実を
 - イ 全校へのスクール・サポート・スタッフの配置を
- ⑤ 川口市の職員体制の強化と増員について
- ⑥ 東京五輪・パラリンピック開催の中止を求める声に応えること
 - ア 小中学生の東京五輪・パラリンピック観戦について
 - イ 聖火リレーについて
 - ウ 東京五輪・パラリンピック開催について

2 生活困窮者に対して支援の強化を

- ① 生活保護申請の扶養照会について
- ② 低所得者に水道料金の減免を
 - ア 時限措置を外して常時支援を
 - イ 生活保護世帯にも減免を
 - ウ 子育て世帯にとどまらず非課税世帯すべてに減免を

3 子どもたちの育ちを守るために

- ① 公設公営保育所の新增設を
- ② 学校給食の無償化を
- ③ 希望する子どもたちが市内の特別支援学校へ通えるために
 - ア 県立特別支援学校高等部を市内に
 - (ア) 市としてどのように考えるのか
 - (イ) 市内在住の生徒の卒業後の進路について
 - イ 市内に肢体不自由児の特別支援学校の設置を

4 住民参加のまちづくりを

- ① 住民参加のまちづくりをどのように考えているのか
- ② 再開の住民参加・合意をどのように取り組んでいくのか

5 高齢者が安心してくらす地域社会のために

- ① 市の独自事業で紙おむつ支給事業の再開を
- ② 温水プール浴事業の再開を
- ③ 75歳以上の医療費窓口負担2割化をやめるよう声を上げること

6 防災対策の強化を

- ① 要支援者への個別支援計画を今後どのように作成するのか
- ② 洪水時一次緊急避難施設の拡充を
- ③ 荒川JR橋梁付近の堤防強化について

7 平和への思いを本市から発信して

- ① 平和展の取り組みを多角的に
- ② 核兵器禁止条約の署名・批准を政府に求めること

新川口

2021年6月13日 No.1611
 日本共産党川口市議会議員団
 川口市前川 2-28-10
 TEL.267-8411 FAX.261-3528

市民の声を届け、くらし守る政治へ変えるため意見書案を提案

日本共産党市議団は議会運営委員会に「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」「別居・離婚後の親子の面会交流についての法整備等を求める意見書」「新型コロナウイルス感染症の対策を講じるよう求める意見書」「後期高齢者医療制度における医療費窓口負担増の撤回を求める意見書」の4本の意見書案を提案しています。6月市議会での可決のために頑張ります。今号では「後期高齢者医療制度における医療費窓口負担増の撤回を求める意見書」(案)と「別居・離婚後の親子の面会交流についての法整備等を求める意見書」(案)の2本の意見書の全文をお知らせします。

「後期高齢者医療制度における医療費窓口負担増の撤回を求める意見書」(案)

後期高齢者医療制度改正法案は、年収200万円以上で一人暮らしの75歳以上の方や世帯年収320万円以上で、夫婦ともに75歳以上の方々に医療費の窓口負担を1割から2割にするというものである。

2割負担となった場合の高齢者一人当たりの窓口負担額は、厚生労働省の推計によると現在の年平均約8万3,000円から約11万7,000円へ、約3万、4000円もの負担増になるとしている。

制度改定が施行された場合、約370万人の高齢者がその影響をうけ「高齢者の受診控えを深刻にする」と言われている。全日本民医連の経済的理由による手遅れ死亡調査では、毎年50人以上が亡くなり、75歳以上は一割をしめている。また、日本高齢期運動連絡会の75歳以上の方を対象としたアンケート調査でも3割以上が受診を控えると回答しており、今まで通り通院すると答えた方も、生活費を切り詰めて通院費用を捻出すると答えている現行の1割負担でも医療費の窓口負担が心配で、受診控えが起り、重篤な病気や手遅れになってしまう例が後を絶たず、高齢者に2割負担を強いることは、日本医師会をはじめ多くの医療関係弾帯からも批判の声が上がっている。

新型コロナウイルス感染症から、高齢者をはじめ国民の命と健康を守る体制の強化が何よりも急がれる中で、受診抑制と健康悪化に拍車をかける負担増はやめるべきである。

よって、政府は国庫負担の抜本的増額を行い、後期高齢者医療費窓口負担2割化を撤回するよう求める。

「別居・離婚後の親子の面会交流についての法整備等を求める意見書」(案)

平成24年に改正された民法第766条では「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者、父又は母と子との面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」と定められ、子の養育費と別居する親子の交流について明記されている。

現在、面会交流の取り決めは相変わらず低く、面会交流の頻度も非常に低い状況が続いており、親子の絆を保つことは非常に困難であり、子どもの親に会いたい気持ちが抑制され、十分な愛情を受けとることができない問題を解決することが求められている。

平成6年に批准された子どもの権利に関する条約は、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」ことを規定している。そのため海外からは、このような日本の面会交流の現状や共同養育等について、子どもの福祉に不十分として強い勧告を受けている。一方で、面会交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取り決めや実施が適切に行われるよう、面会交流の実施に関する相談を担う専門の相談員の配置や、面会交流の取り決めがある方を対象とした日程調整や、付き添いなどの支援といったことを行う自治体の取り組みも始まっている。しかし、安全安心な面会交流実施のためには専門的なサポート体制や民間の面会交流支援機関の制度化など、公的支援による体制整備をはかることが急がれる。

よって、国においては、子どもたちの健やかなる成長のために、別居・離婚後の面会交流について具体的な根拠と指標を設け、頻繁で継続的な面会交流についての法整備等を行うよう求める。